

受理年月日	平成26年3月14日	付託年月日	平成26年3月18日	所管委員会	第5委員会
番 号	26年 請 願 第 4 号				
件 名	福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例案の一部修正について				
請 願 者	中央区今泉二丁目2-29 川瀬 輝彦				
紹介議員	星野、中山、熊谷、綿貫				
分割付託	なし				
要 旨	<p>平成26年第1回本市議会に、福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例案が提出されています。</p> <p>この条例案については、問題の原因がホームレス以外の者が行っている軽トラックによる組織的資源物回収であるのに、長年市民と良好な関係の中で資源物回収を行っていたホームレスによる資源物回収まで禁止する規定になっています。</p> <p>ホームレスにとっては資源ごみの回収が生活の糧を得る唯一の手段です。</p> <p>保健福祉局は、ホームレスに対する自立支援策について、25年度と同様の施策しかなく、特別な予算措置もしていないため、現在200名程度いるホームレスの現状を、条例施行日以降、速やかに是正することは期待できません。</p> <p>このような状況でホームレスの行為まで禁止することは、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法第1条（目的）に規定する、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ問題の解決を図る趣旨に反することになり、人道上の批判を来すおそれがあると危惧しています。</p> <p>よって、以下の事項を請願します。</p> <p>1. 福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例案のうち、第17条の2第1項について、「市及び市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は、<u>自動車（自転車を除く）によって家庭系廃棄物のうち一般廃棄物処理計画に基づき定められた場所に排出されたもの</u>（以下「家庭系ごみ」という。）の収集、運搬又は保管（以下「収集等」という。）を行ってはならない。」と修正すること。</p>				
審 査 年 月 日	平成 年 月 日	結 果	委員会 平成 年 月 日		
	平成 年 月 日		本会議 平成 年 月 日		
	平成 年 月 日				

平成 26 年 3 月 14 日

福岡市議会議長
森 英鷹 様

請願者
住 所 〒810-0021
福岡市中央区今泉2丁目2番29号

氏 名 川瀬 輝彦

請願の趣旨

平成 26 年第1回福岡市議会に、「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例案」が提出されています。

この条例案については、問題の原因がホームレス以外の者が行っている軽トラックによる組織的資源物回収であるのに、長年市民と良好な関係の中で資源物回収を行っていたホームレスによる資源物回収まで禁止する規定になっています。

ホームレスにとっては資源ゴミの回収が生活の糧を得る唯一の手段です。

保健福祉局は、ホームレスに対する自立支援策について、25 年度と同様の施策しか無く、特別な予算措置もしていないため、現在 200 名程度いるホームレスの現状を、条例施行日以降、すみやかに是正することは期待できません。

このような状況でホームレスの行為まで禁止することは、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法第一条(目的)に規定する「ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ問題の解決を図る」趣旨に反することとなり、人道上の批判をきたす恐れがあると危惧しています。

よって、以下の事項を請願します。

請願事項

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例案のうち、第 17 条の 2 について、「市及び市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は、自動車(自転車を除く)によって家庭系廃棄物のうち一般廃棄物処理計画に基づき定められた場所に排出されたもの(以下「家庭系ごみ」という。)の収集、運搬又は保管(以下「収集等」という。)を行ってはならない。」

と修正すること。

参考資料

福岡市はここ 4~5 年前から資源ゴミ持ち去りの苦情が来るようになり、急速に苦情が増えていることが条例制定の理由だとしています。

これは、市内に 40 台程度ある軽トラックによる組織的資源ゴミ回収が原因だと福岡市も認識しています。

苦情の件数の増加と、軽トラックによる資源ゴミの組織的回収の増大に相関関係があるからです。

軽トラックによる組織的な資源ゴミの回収については、暴力団関係者が元締めだと思わせる新聞記事も見られます。

しかし福岡市は、この軽トラックによる組織的資源ゴミ回収の実態は、軽自動車の車両登録番号と、どこの資源物買取業者に売却しているかを把握しただけで、それ以外は全く実態を把握していません。(26 年 3 月 6 日収集管理課談)

すなわち、苦情の原因を十分に調査することなく、性急に条例を改正して対応しようとしています。

一方、このような拙速な条例改正により巻き添えとなるホームレスは、所属する日雇い労働者の労働組合を通じて条例改正の動きに対し、唯一の生計の糧を奪われると生きていけないと抗議や要請の文書を何度も福岡市に出しています。

しかし福岡市は、これらの抗議や要請に対して、話し合いや文書への回答もないまま今日に至っています。

福岡市のこのような態度は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法第一条(目的)に規定する「ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ問題の解決を図る」趣旨に反するものです。

また、このようにホームレスたちと対話することなく一方的に排除したまま、彼らの生活の糧を奪う条例を制定することは、ホームレス自立支援法の一提案理由の決議(平成 14 年 7 月 17 日)に述べられている「社会的に排除された人々の市民権を回復し、再び社会に参入することができるようにする」決議に反した行為となりかねません。

よって、本条例改正により、平穏かつ良好な市民との関係の中で行われたホームレスの資源物回収に影響を及ぼさない規定とすることを請願するものです。